

上磯中学校PTA会則

第1章 名称と目的、事業

第1条 この会は上磯中学校PTAといい、事務局を上磯中学校に置く。

第2条 この会は、学校、家庭及び地域における教育の振興につとめるため、父母と教職員相互の理解を深め、研修を図り、生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦と研修
- 2 教育環境の整備、改善への協力・推進
- 3 健康の維持・増進活動への協力・推進
- 4 生徒の校外生活指導への協力・推進
- 5 会の広報活動の推進
- 6 その他必要と思われる事業

第2章 会員

第4条 この会は上磯中学校に在学する生徒の父母またはこれに関わる保護者並びに教職員をもって会員とする。

第3章 役員

第5条 この会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名（学校長を含む）
- 3 監査 2名
- 4 事務局員 若干名（内1名は教頭で、事務局長となる）
- 5 会計 2名
- 6 委員 選出規定による。
- 7 顧問 若干名を置くことができる。

第6条 役員は次の方法によって選出する。

- 1 会長、副会長、監査は総会において選出する。
- 2 事務局員・会計は教職員がこれにあたり、学校長の推薦により会長が委嘱する。
- 3 委員の選出については、別に定める規定による。
- 4 顧問は評議会の議決を経て会長が委嘱する。

第7条 役員の任期は1か年とする。ただし、再任は妨げない。

第8条 役員の任務は次のとおりである。

- 1 会長は会務を統括し、会を代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- 3 監査は会計並びに会務全般の監査にあたる。
- 4 事務局員は会議録作成、文書・書類の保管その他の職務を行う。
- 5 会計は会計に関する一切の会務を行う。
- 6 委員は各専門委員会に所属し、会の運営について企画立案して評議会に諮り執行するとともに、担当学年・学級の意見の集約、決定事項の連絡徹底にあたる。
- 7 顧問はこの会の重要事項について会長の諮問にこたえる。

第4章 会議・運営

第9条 この会の目的達成のために次の会議を設ける。

- 1 総会
- 2 臨時総会
- 3 評議会
- 4 事務局会議
- 5 専門委員会
- 6 運営委員会
- 7 監査委員会
- 8 その他必要あるときは、特別委員会を設けることができる。

第10条 1 総会はこの会の最高決議機関であり、次のことを協議決定する。

- (1) 役員の選出
 - (2) 決算の承認
 - (3) 予算の審議
 - (4) 事業計画
 - (5) 規約の改正
 - (6) その他必要な事項
- 2 会長が必要と認めるとき、臨時総会を召集することができる。
 - 3 総会の決議は、出席者の過半数の賛成をもって決定する。

第11条 評議会は総会に次ぐ決議機関であり、会長、副会長、事務局員、会計、及び各専門委員会の委員をもって構成し、必要に応じて随時開催する。司会は会長があたり、出席者の3分の2以上の賛成をもって決定する。

第12条 事務局会議は、会長、副会長、事務局員、会計をもって構成し、会の運営について必要あるときに開く。

- 第13条 1 専門委員会には次の5委員会をおく。
- (1) 研修委員会（第3条1項の事業を推進する）
 - (2) 学年委員会（第3条2項の事業を推進する）
 - (3) 保健安全委員会（第3条3項・4項の事業を推進する）
 - (4) 広報委員会（第3条5項の事業を推進する）
- 2 専門委員会は委員会事の互選により、委員長1名、副委員長3名（内教職員1名）を決める。

第14条 監査委員会は独立機関で、年度末に会計監査をし、その結果を総会において報告する。

第15条 運営委員会は、会長、副会長、事務局員、会計及び各専門委員会の委員長、副委員長をもって構成し、必要あるときは随時これを開催する。司会は会長がこれにあたる。

第16条 特別委員会は独立の機関で、必要あるときは評議会で審議し、会長の統括のもとに役員と協力して任務を行うものとする。委員は会長が委嘱する。

第5章 経費

第17条 この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充当する。

第6章 規約の改正

第18条 この規約の改廃は、総会の決議によるものとする。

付 則

この規約は昭和43年5月 8日より施行する。

昭和51年4月25日一部改正

昭和56年4月16日一部改正

平成 6年4月19日一部改正

平成 7年4月21日一部改正

平成30年4月12日一部改正

令和 4年4月12日一部改正